

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

山梨国民年金 事案 369 (事案 18 及び 132 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、私は、保険料を母親に渡し、母親が納めてくれていたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。母親がまとめて 10 万円ぐらい納付した記憶があるということが新たに分かったので、再々申立てしたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「母親が昭和 63 年 4 月に加入手続を行い、納付組織を通じて、毎月、国民年金保険料を納付していた。」と主張していたが、国民年金手帳記号番号の払出しが平成元年 5 月 12 日であること、申立人自身が国民年金手続に関与しておらず、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細が不明であること等から、既に当委員会の決定に基づく 20 年 1 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、保険料納付を示す資料として新たに国民健康保険個人履歴、当時申立人の居住地区を担当していた国民年金推進委員の証言、当時の組誌、町の公金収納代理金融機関である農業協同組合からの回答書及び国民年金保険料と一緒に納付したとする者の名簿を提出したが、これら資料の中には、申立人の保険料納付を示す記載は見当たらず、また、当該関係者からの証言も得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再々申立てでは、申立人は、「地区の組長が毎月集金に来ていたので、母がその際に私の国民年金保険料を納付していたものと、今

まで思い込んでいたが、母から詳細を聞いたところ、私の保険料は、一度、10万円ぐらいをまとめて払った記憶があると聞いた。そうすると、この支払額が、申立期間の保険料としか考えられない。」として、その主張を変更している。

このため、母親から、その保険料の納付状況の記憶を数回にわたり確認したところ、「息子の保険料を私が支払っていたのは確かであるが、納付組織にはいろいろな費用を支払っていたので、息子の保険料もそれに含まれていたかどうかはよく覚えていない。保険料は納付組織よりもむしろ農協に1、2か月ごとに納付していたことを覚えているが、一度大金を納付したことを記憶している。あまり正確な金額ではないかもしれないが10万円ぐらいだったと思う。時期の記憶もはっきりしないが、息子の年金加入手続をした頃かそれよりも数か月ぐらい後だったか、そんな頃だったような気がする。」との証言が得られた。

一方、オンライン記録から、収納年月日が確認できる平成元年度の申立人の国民年金保険料は2か月ごとに納付されていることが確認できるとともに、申立期間の保険料は母親の記憶とおおむね合致するほか、申立期間に係るものと考えられる納付書が平成元年11月7日に作成された記録があり、当該期間の保険料を納付する機会があったことを踏まえると、申立人の母親の証言内容に不自然さは見られない。

ところで、これまでの二度にわたる申立てにあっては、申立人が、「地区の組長が毎月集金に来て、母がその際に私の国民年金保険料を納付していた。」と強く主張していたため、当委員会は、国民年金手帳記号番号の払出し時期から納付は考え難く、納付していたものと認めることはできないと判断した。しかし、今回の申立人の主張の変更には、申立人のオンライン記録に照らしてみると、申立人の母親の証言及び周辺事情との整合性が認められることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年5月まで

申立期間の国民年金保険料が未納で、国民年金未加入の期間になっているとの回答であったが、当時の集金組織では、毎月20日が集金日で、月々集まる当番宅において、旅行費、国民年金、税金、組費、衛生費等を、集金ノートを作り、組長が集め、保険料は役場に納付していた。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立人が居住している地区では、申立期間当時、集金組織が毎月国民年金保険料を集金していたこと、申立人の世帯が集金組織に保険料を納付していたことが、当時の集金組織の国民年金保険料集金簿等から確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の妻及び申立人と同居していた義母も、申立期間を含め、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳から、昭和46年4月17日に申立人が被保険者資格を喪失した旨の処理が47年2月9日に行われていることが確認できるが、申立人が同年6月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの14か月間（申立期間）については、申立人は国民年金の強制被保険者となるべき期間であり、46年4月17日に被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間のうち昭和46年4月から同年9月までの保険料について、国民年金未加入期間であるにもかかわらず納付済みとなっており、その保険料が還付された形跡は見当たらず、また、

町からの勧奨により申立人が納付した特例納付の保険料が、二度にわたり社会保険事務所（当時）から納付済みとして還付されているなど、町の国民年金被保険者名簿と社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に齟齬があった可能性が考えられ、当時の行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年2月まで

平成13年の結婚後、国民年金保険料の免除期間を5年遡って納付ができるという書類と納付書が一式送られてきた。53万円という大金だったので義父母に相談し、同年7月頃にA組合B支店の職員を通じて納付した。義母は「必ず納入してある。」と言っているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成13年5月頃に、C町役場から書類と納付書が届き、学生だった時期の国民年金保険料の免除期間について5年遡って納付ができることを知り、53万円という金額を同年7月頃に納付したと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期において、過去の免除期間に対しての追納勧奨状は、社会保険事務所（当時）から送付されるものであり、遡れる期間についても10年までで、申立人の記憶する内容には相違がある。

また、納付した保険料額についても、申立人は53万円を納付したとしているが、平成13年7月に申立期間を追納する場合には月額1万4,290円で、申立期間の合計額は15万7,190円となり、申立人の記憶する金額と実際の保険料額は著しく相違している。

さらに、申立人が申立期間にかかる保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 35 年 7 月 21 日まで
平成 10 年 12 月頃、年金記録を確認した際、脱退手当金を受給したことになっていると初めて知った。会社から脱退手当金について説明は受けておらず、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年10月14日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生労働省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性46人のうち、39人に脱退手当金の支給記録がある上、申立人と同一月（昭和35年7月）に資格喪失した同僚6人については、申立人と同一日に脱退手当金の支給決定がなされており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月24日から33年5月13日まで
② 昭和33年7月1日から34年5月14日まで
③ 昭和34年6月12日から35年11月1日まで

会社を退職したときには、何ももらっていない。脱退手当金を請求した覚えもないし、受給もしていない。脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①、②及び③のいずれにおいても、申立期間①の時点で払い出された同一の被保険者記号番号で管理されている上、その払出簿には、「脱A」の印に加え、「35.11.22」と記載されており、脱退手当金が支給された資格期間、支給金額に計算上の誤りも無く、支給決定は厚生年金保険資格喪失日から1か月後になされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和35年11月当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことも踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期

間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとは言えない。